

ために物事を一人ひとりが見きわめることは、そのこと自体、いまの憲法の核心をなす「個人の尊厳」にかかわっている。井上ひさしの歿後に公刊された小説『二週間』をとりあげた書評で大江健三郎は、小説の主人公——作者の父君の生き方が創作の中に反映していると思われるのだが——の中に、「人間を・また人間として、辱かしめ・辱かしめられてはならぬとする気質」を読みとった（小説家井上ひさし最後の傑作『波』二〇一〇年七月号）。その「気質」が、日本国憲法の理念を、そして日本社会の品位を、最後のところで支えるものになるだろう。

## あとがき

この本の校正をしている最中のことです。参議院での野党の一議員と安倍首相の間の問答が持つ意味の重さにさりげなく着目した、ある新聞記事が目につきました。予算委員会の質疑で小西洋之議員が、日本国憲法の中で一番大切な条文として、個人の尊厳をうたい人権保障を包括的に定めた規定があるが何条か、と問いただしたことについての記事です（「天声人語」『朝日新聞』二〇一三・四・七）。

答えとなる条文の数字を首相があげなかったこと自体は、問題ではありません。一二〇年あまり前の伊藤博文・首相と森有礼・文相の応酬（本書一六一―一七頁）のような水準のやりとりを期待しているわけでもありません。現行憲法の肝腎かなめの骨格（本書三〇頁）にかかわる問に対し、「クイズのような質問」だと不快感を示し、せっかく仕掛けられた問答に「何の意味があるのか」という不満の対応しかできない

かったそのことが、問題なのです。

質問者は条文の内容を述べた上で聞いたのです。第何条かは答えなくとも、「個人の尊厳」という基本価値にかかわる問答の「意味」を、その憲法を根本的に変えようとする勢力の陣頭に立っているはずの首相が受けとめていないのは、どうしたことでしょう。自身が総裁をつとめる与党が公にしている「憲法改正草案」は、周到にも現憲法二三条の「個人」という文言を削って「人」に差し替えているのです（本書一〇六―一〇七頁）。それこそ、なぜ「個人」ではいけないのかという首相の憲法観を披瀝する、絶好の機会だったはずではないでしょうか。

実際、その論点にこそ、いま具体的に出されている「改正草案」の性格が集約的にあらわれているのです（本書二一五頁）。「草案」の前文は、現行前文の全文を書き換えて「人類普遍の原理」への言及を削り、その上で日本の独自性を強調する文言を連ねています。それら一連の言葉を私が読み聴かせた西欧の一雑誌記者は、その中から「家族、伝統、国」という三つの語句に注意を向けて、「なかばヴィシー体制ばり」ではないかとコメントしました（『ヌーヴェル・オブセルヴァトゥール』二〇一

三・四・四）。「ヴィシー体制」とは、第二次大戦緒戦にドイツに降伏してナチス支配に服し、「自由・平等・友愛」に代えて「労働・家族・祖国」を標語とした独裁政権のことです。九条の変更にしても、そういう連想を誘うほどの「改正草案」の全体構想の中にくみ込まれた「国防軍」なのです。

「草案」は全体として、それなりの独自の考えにのっとりとおおむね注意深く編成されている、と私は受けとっています（本書二二二頁）。そしてその「独自さ」は少なからず現首相の思いを反映していると見ていますが、その「思い」は首相自身の「考え」にまではなっていないのかもしれませんが。改憲の発議をすることができるとある立場にある議員を選び出し、最終的に国民投票で一票を投ずる立場にある私たち一人ひとりが、私たち自身の運命を大きく左右する選択をするについての「考え」を磨いておくことが必要です。

七月に予定されている参議院議員選挙に向けて、現政権は経済運営の分野での目標達成に力を入れる一方で、改憲への強い意欲をかくしてはいません。米国の経済学者ポール・クルーグマン（ノーベル賞受賞）は、彼自身の主張に沿うと見た「アベ

ノミックス」を、「悪しき通説を打破しつつある」と大いに評価しています(『ニューヨーク・タイムズ』二〇一三・一・一七)。しかしまた、同誌電子版への彼のブログ(二・一一)では、ほぼ同旨の本文の末尾は次の二行半で終わっていました。——「恰好よい嫌な野郎(a pretty bad guy)が悪い動機で経済的に正しいことをやり遂げるとしたら、にがい皮肉だろう。良い奴ら(good guys)が——そう——良い奴でいたいとこだわり過ぎてしくじっているだけに、そうなのだ。だが、それは一九三〇年代にやはり起こったことなのだ……」。

そのような予言を的中させることを望まぬ私の思いを力づくよく受けとめ、万般の助力を惜しまれなかつた岩波書店の編集者・伊藤耕太郎さんへの感謝とともに、この本を世に送り出します。

二〇一三年四月

樋口陽一

資料(本書で言及したものを中心に抜粋)

<p>日本国憲法</p>	<p>自由民主党「改正草案」(二〇一一・四・二七決定)</p>
<p>(前文) 日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。 日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。</p>	<p>(前文) 日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家であつて、国民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される。我が国は、先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて発展し、今や国際社会において重要な地位を占めており、平和主義の下、諸外国との友好関係を増進し、世界の平和と繁栄に貢献する。 日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合つて国家を形成する。 我々は、自由と規律を重んじ、美しい国土と自然環境を守りつつ、教育や科学技術を振興し、活力ある経済活動を通じて国を成長させる。 日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここに、この憲法を制定する。</p>